

居宅介護支援費及び介護予防支援費の初回加算について

1 初回加算の請求月について

初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成する場合に算定されます（老企第36号 第3の9①）。そこで、初回加算を複数月又は初回サービス月ではない月に算定している場合、国保連から事業所に対し確認書が届きます。確認書では「過誤申立しない場合は、その理由（保険者と調整済である等）」を記入することになっています。初回サービス月に算定することが原則ですが、算定できなかった特別な事情がある場合には、給付係まで連絡してください。居宅サービス計画作成の経過を確認し調整します。

2 要支援⇔要介護の場合の、いわゆる2か月ルール適用について

初回加算の算定に当たっては「要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合」にも算定される（老企第36号 第3の9②）と規定されているとともに、「新規」の考え方として「当該利用者について過去2月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援費が算定されていない場合に居宅サービス計画を作成した場合を指す」（介護報酬Q&A II居宅サービス、15居宅介護支援・介護予防支援（2） Q18）とされています。

厚生労働省の見解によると、要介護⇒要支援⇒要介護になった場合、または要支援⇒要介護⇒要支援になった場合であっても、前回の居宅介護支援費（介護予防支援費）算定から2暦月あいていない場合は、初回加算算定不可とのことです。

つきましては、下記例を参考にして適正な算定をお願いいたします。

例1 <初回加算算定不可> ※前回の居宅介護支援費算定から2暦月あいていない

	1月	2月	3月
介護度	要介護1	要支援2	要介護1
請求	居宅介護支援費	介護予防支援費	居宅介護支援費 初回加算算定不可

例2 <初回加算算定可> ※前回の居宅介護支援費算定から2暦月以上あいている

	1月	2月	3月	4月
介護度	要介護1	要支援2	要支援2	要介護1
請求	居宅介護支援費	介護予防支援費	介護予防支援費	居宅介護支援費 初回加算算定可

※ 例1、2のいずれも、「要支援」と「要介護」が逆の場合でも同様です。

- 3 要介護状態区分が2区分以上変更された場合の、いわゆる2か月ルール^①の適用について
前回算定から2暦月あいていない場合でも、初回加算は算定できます。

例3 <初回加算**算定可**>

※前回の居宅介護支援費算定から2暦月あいていないが、要介護状態が2区分以上変わっている

	1月	2月
介護度	要介護1	要介護3
請求	居宅介護支援費	居宅介護支援費 初回加算 算定可



- 4 上記2，3いずれの場合でも、初回加算を算定できるのは、一連のプロセスにより居宅サービス計画を作成した場合は、